

第21回全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修
における会場借用仕様書

令和6年5月

独立行政法人 国立高等専門学校機構

1. 件名

第21回全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修及び学生主事・寮務主事会議における会場借用

2. 目的

令和6年度に国立高等専門学校機構（以下、「高専機構」とする）が実施する第21回全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修及び学生主事・寮務主事会議に使用する会場を借用するもの。

3. 借用期間及び研修実施日

令和6年9月17日（火）から令和6年9月19日（木）

設営及び撤収の時間を確保するため、3日間全日借用する。ただし、メイン会場については、9月19日は借用しないものとする。

4. 要件

①研修の特性上、身体的制約を持つ講師を招聘する可能性があり、特に交通の利便性を最大限考慮必要があることから、以下の条件を満たす立地及び建物の作りであること。

- ・東京駅から公共交通機関を利用して15分以内程度であること。
- ・羽田空港から公共交通機関を利用して60分以内程度であること。
- ・建物入口から会場まで階段を使わずともたどり着けること。
- ・建物に車寄せがあること。

②一つの施設内で以下の会場を借用できること。

メイン会場については控室があること。

サブ会場については、A・B・Cごとに部屋が連結できるようになっていること。

室名	収容人数	部屋数	収容人数（連結後）
メイン会場	200名以上	1部屋	
サブ会場A	40名程度	4部屋	160名程度
サブ会場B	20名程度	3部屋	60名程度
サブ会場C	15名程度	3部屋	45名程度

③各会場・ロビーにネットワーク環境（有線LAN及び無線LAN）が整備されていること。

④各会場に下記の物品が併設されていること。

- ・プロジェクター及びスクリーン
（利用するにあたり必要な機材（ケーブル等）も準備すること）
- ・マイクやスピーカー等の一般的な音声拡張装置・延長電源コード（全会場合わせて10本以上あることが望ましい）

5. 第三者委託の制限

本業務全体を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。本業務の一部を第三者に委託または請け負わせる場合は、事前に高専機構から書面での承認を得ること。なお、その場合の再委託先にも請負者と同様の要件を求める。

6. 機密保持

- ①受注により知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、これを第三者に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。
- ②受注により知り得た情報については、契約期間はもとより、契約終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- ③正当な理由があつてやむを得ず第三者に開示する場合、書面によって事前に高専機構の承諾を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。
- ④高専機構が提供した資料は、原則として全て複製禁止とすること。但し、業務上やむを得ず複製する場合であつて、事前に書面にて高専機構の許可を得た場合はこの限りではない。なお、この場合にあつても使用終了後はその複製を高専機構に返納又は焼却・消去する等適切な措置をとり、機密を保持すること。

7. 損害賠償

請負者が本契約に違反して、高専機構が損害を被った場合には、高専機構は請負者に対して損害賠償を請求し、かつ、高専機構が適当と考える必要な措置をとることを請求できる権利を有するものとする。

8. その他

- ①本調達の履行について疑義が生じたとき、又は本調達に伴い高専機構と交わす契約書に定めない事項については、高専機構及び請負者の双方で協議の上決定すること。それにより追加借料等が発生する場合は、高専機構本部財務課契約係を通して発注するので、請負者はそれ以外の者からの発注や依頼を受け付けないこと。
- ②請負者の故意又は過失により損害が発生した場合は、請負者の責により原状復帰すること。